

平成23年度 第1回理事会

日 時 平成23年4月22日（金）15：30～

場 所 特別会議室

I. 議 題

1. 第3期中期計画及び平成23年度計画について
2. 監事監査計画について
3. 次期会計監査人の選出について
4. 研究推進本部会議について

II. 報 告

1. 東日本大震災に関し、独法が実施した被災者支援、震災復興、寄附の活動について
2. 平成23年度研究コーディネータの業務分担について
3. その他

資 料

- I-1 独立行政法人森林総合研究所中期計画
- I-2 独立行政法人森林総合研究所 平成23年度計画
- I-3 監査計画書について
- I-4 次期会計監査人の選出について
- I-5 「研究推進本部会議」の設置・運営について
- II-1 東日本大震災に関し、独法が実施した被災者支援、震災復興、寄附の活動（概要）
- II-2 平成23年度の研究コーディネータ等の業務分担と特命事項について
- II-3 主要行事（2011年4月1日～4月21日）

独立行政法人森林総合研究所中期計画

農林水産省指令 22 林整研第 915 号

平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を一体的に実施する我が国最大の研究機関であり、これまで森林・林業及び木材利用の分野における総合的な研究開発を通じて中核的な役割を担ってきた。

今後に向けては、我が国の成長戦略の一環をなす「森林・林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ～」（平成 21 年 12 月農林水産省決定。以下「森林・林業再生プラン」という。）を指針として、森林の多面的機能を確保しつつ林業・木材産業の再生と木材利用を通じた低炭素社会の構築を目指し、森林資源を最大限に活用することにより雇用・環境にも貢献していく政策の推進が期待されている。新たに制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）の下では、国内で生産された木材等の利用促進を通じた林業の持続的かつ健全な発展、森林の適正な整備及び木材の自給率向上に向けた取組が一層求められている。

さらに、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）を通じて「低炭素社会」を実現していく上でも、森林の整備とそこから生産される木材を余すところなく利用することを繰り返す「森林資源の循環利用」の取組が地球温暖化防止、持続可能な社会の構築にとって益々重要となっている。

このような森林・林業政策上の優先事項を十分踏まえるとともに、国際的な課題も見据えて策定される「生物多様性国家戦略 2010」（平成 22 年 3 月 16 日閣議決定）や新たな「科学技術基本計画」、「森林・林業基本計画」等の我が国の最新の国家的な戦略、総合的な施策の推進に貢献するため、研究所は、中期目標に従いその達成に向けた研究開発の重点的な実施に更なる努力を傾ける。これらの取組により独立行政法人に求められるミッションを有効かつ効率的に果たし、成果の社会還元を通じて産業と科学技術の発展に最大限の貢献をする。

また、水源林造成事業については、「森林・林業再生プラン」の下、森林所有者の自助努力等のみによっては適切な整備が図られない森林について公益的機能の発揮を確保する観点から、長伐期化等を図りつつ広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林の造成等を行うとともに、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る

債権債務管理及び保全管理業務を含め、関係地方公共団体との連携の下、独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）解散に伴い承継した事業等の適切かつ着実な実施を図る。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発の推進

「森林・林業再生プラン」や「公共建築物等木材利用促進法」など森林・林業政策上の優先事項を踏まえ、多様な社会ニーズに対応した研究開発を推進するため、「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」及び「林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発」に関する研究を行うとともに、地球温暖化対策や森林の有する多面的機能の発揮等については「地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究」及び「林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」を行う。

これらの研究を効率的、効果的に遂行するために、「地域に対応した多様な森林管理技術の開発」をはじめ、以下のAからIまでに掲げる9課題を重点的に進める。

また、研究開発を支える基盤的な知識集積が必要であることから、研究基盤となる情報の収集と整備を推進するとともに、林木育種を積極的に推進するなどの観点から林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布を行う。

(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発

国産材の供給拡大と環境に調和した施業の推進に向けて、地域の特性に対応し皆伐や更新と公益的機能の関係を踏まえつつ、多様な施業システムに対応した森林管理技術の開発及び森林の機能発揮のための森林資源情報の活用技術の開発を行う。

B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発

素材生産と流通の低コスト・高効率化により国産材の安定供給体制を構築するため、路網整備と機械化等による素材生産の低コスト化技術の開発及び国産材の効率的な供給のための林業経営・流通システムの開発を行う。

(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発

住宅・公共建築物等への木材利用を促進し、国産材自給率の向上に資するため、木材利用促進のための加工システムの高度化及び住宅・公共建築物等の木造・木質化に向けた高信頼・高快適化技術の開発を行う。

D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発

再生可能な未利用木質バイオマスを活用し、低炭素型社会の構築や地域の活性化

に寄与するため、木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築及び木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発を行う。

- (3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能發揮に向けた研究

E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

森林、林業、木材利用等による総合的な温暖化対策のため、炭素動態観測手法の精緻化と温暖化適応及び緩和技術の開発並びに森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発を行う。

F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

気候変動による極端気象現象の増加に伴い激化する山地災害を軽減し、森林の整備・保全に資する治山技術を高度化するため、環境変動・施業方法等が水資源・水質に与える影響評価技術の開発及び多様な手法による森林の山地災害防止機能強化技術の開発を行う。

G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発

病虫獣害による森林被害を防ぎ、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、シカ等による生物害に対する環境低負荷型の被害軽減・共存技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行う。

- (4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

H 高速育種等による林木の新品種の開発

林木の優良種苗の早期確保に向けて、林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発を行う。また、長期間を要する林木育種の高速化を図るとともに、多様なニーズに対応するための育種技術を開発する。

I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

森林資源の有効利用、新需要の創出及び林木育種の高度化のため、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発、ゲノム情報を活用した森林植物の遺伝的多様性の解明と保全・評価技術の開発、樹木及び微生物の生物機能の解明と利用技術の開発並びにバイオテクノロジーの育種への利用技術の開発を行う。

- (5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進

研究の基盤となる情報を収集するため、全国に配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング、積雪観測等の各種モニタリングを実施するとともに、木材の識別等の有用な情報を整備しウェブサイト（ホームページ）等を用いてデータベースとして公開する。

- (6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布

ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布

貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、育種素材として利用価値の高い

もの、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね 6,000 点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、特性評価を行うとともに、配布に活用する。

イ きのこ類等の遺伝資源の収集、保存及び配布

きのこ類等の遺伝資源について、対象を適切に選択しつつ概ね 500 点を探索・収集し、増殖・保存及びその特性の評価を行うとともに、配布に活用する。

ウ 種苗等の生産及び配布

都道府県等による第 2 世代精英樹採種（穂）園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。

新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の 90 % 以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。

2 水源林造成事業等の推進

（1）水源林造成事業

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2 以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

a 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

b 期中評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。

c 搬出間伐と木材利用の推進

① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。

また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を

実施する。

- ② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。

なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。

d 森林整備技術の高度化

- ① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を通じて高度化を推進する。
- ② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。
- ③ 森林農地整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。

ウ 事業内容等の広報推進

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。

また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。

さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

エ 事業実施コストの構造改善

水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。

また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能發揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

ア 計画的で的確な事業の実施

a 事業の計画的な実施

- ① 特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、事業実施中の2区域を完了する。

② 農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、事業実施中の1区域を完了する。

③ 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。

b 期中評価の反映

期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

全区域の完了に向けた事業規模の縮小に対応しつつ、残事業において以下の取組を実施する。

a 環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

① 必要に応じ有識者等の助言を受ける機会を設け、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施する。

② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、木材利用に努める。

③ 資源の有効利用の観点から、建設副産物等の再生材の利用を行うなどの取組を実施する。

b 新技術・新工法の採用

① 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法の導入に努める。

② 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事の推進に努める。

ウ 事業実施コストの構造改善

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。

(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

ア 債権債務管理業務等の実施

平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T - A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。

イ 保全管理業務の実施

機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。

3 行政機関、他の研究機関等との連携及び产学研連携・協力の強化

研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図り、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、产学研連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。特に、森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。

自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。

国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。

产学研の連携・強化については、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。

国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。

林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。

4 成果の公表及び普及の促進

(1) 成果の公表及び広報

研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双向コミュニケーションに努める。

国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。

研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。

(2) 成果の利活用の促進

普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。

また、自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。

知的所有権の取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。

5 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。

(2) 講習及び指導

研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受け入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。

海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。

新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計100回を目標に開催する。

(3) 国際機関、学会等への協力

我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。

政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

1 効率化目標の設定等

(1) 効率化目標

ア 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。

イ 水源林造成事業等

事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き

続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成22年度経費と比較して、①一般管理費については30%、②常勤役職員の人事費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については20%、③事業費については30%削減する。

(2) 給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が102.0（事務・技術職員（年齢勘案））であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成23年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成24年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 総人件費

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の5%以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。

- ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

2 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 組織等

成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な組織の点検・見直しを行う。

調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行う。

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。

また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。

さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。

(2) 保有資産

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不斷に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。

連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。

共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。

施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。

保有する職員宿舎のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置を行う。

書類倉庫として活用しているいづみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。

(3) 職員の資質向上

研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観

点から、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。

職員の資質の向上を図るために、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。

職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年1月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。

このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。

監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

4 内部統制の充実・強化

「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。リスク管理活動などの取組において、PDCAサイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。

5 効率的・効果的な評価の実施及び活用

研究所が行う業務の質の向上と業務運営の重点化・効率化及び透明性の確保を図る観点から、外部専門家・有識者による研究評議会を開催して評価、助言を受けるなど、研究所の活動・業務運営全般にわたって外部からの意見を適切な方法で聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。

研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評

価を行う。

研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不斷の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発

(1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費節減目標を踏まえて適切な運営に努める。

(2) 自己収入の拡大に向けた取組

研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るために、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。特に、種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。

特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。

2 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3 予算

(1) 研究開発

平成23年度～平成27年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区分	(889.0) 万	金額
収入		
運営費交付金		48, 875
施設整備費補助金		2, 761
受託収入		7, 535
諸収入		400
計		59, 570
支出		
人件費		37, 051
業務経費		7, 882
一般管理費		4, 341
施設整備費		2, 761
受託経費		7, 535
計		59, 570

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額28, 475百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、29, 111百万円である。(競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。)

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定方法]

1 平成23年度は、次の算定方法を用いる。

$$\text{運営費交付金} = (\text{前事業年度一般管理費} \times \alpha + \text{前事業年度業務経費} \times \beta) \times \gamma$$

+ 人件費 ± ε - 自己収入

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数(0.983)

ϵ : 每事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等 = 総人件費改革対象基本給等 + 総人件費改革対象外基本給等

総人件費改革対象基本給等 = 前中期計画総人件費改革対象基準額 - (前中期計画総人件費改革対象基準額 × (人件費抑制係数 - 給与改定率))

総人件費改革対象外基本給等 = 前事業年度総人件費改革対象外基本給等 × (1 + 給与改定率)

福利厚生費 = 共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

[注記]前提条件

1 総人件費改革対象基本給等の人件費抑制係数は6.0%、給与改定率は△3.2%により算定。

2 総人件費改革対象外基本給等の給与改定率は△1.5%により算定。

3 第2期中期目標期間における法人の統合に伴う減額分は、前事業年度一般管理費に含む。

4 効率の方向性を踏まえて効率化する額は、107,607千円とする。

2 平成24年度以降は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = (前事業年度一般管理費 × α + 前事業年度業務経費 × β) × γ + {人件費 (非常勤職員給与、退職手当及び福利厚生費を除く。) × δ + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費} ± ϵ - 自己収入

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数(1.00)

δ : 人件費抑制係数(1.00)

ϵ : 每事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与

基本給等 = 前事業年度 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改定率)

福利厚生費 = 共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

[注記]前提条件

1 給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率をともに0%と推定。

2 人件費抑制係数については、100%と推定。

(2) 水源林造成事業等

平成23年度～平成27年度予算

(全体)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金等	122,763
長期借入金	38,800
業務収入	78,808
業務外収入	1,102
計	241,472
支出	
業務経費	45,050
造林事業関係経費	35,908
特定地域等整備事業関係経費	8,040
林道事業関係経費	1,102
借入金等償還	145,350
支払利息	27,757
一般管理費	2,819
人件費	19,298
業務外支出	3,735
計	244,009

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額15,055百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(水源林勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金等	112,787
長期借入金	32,800

業務収入	747
業務外収入	875
計	147, 210
支 出	
業務経費	36, 080
造林事業関係経費	35, 908
特定地域等整備事業関係経費	172
借入金等償還	74, 140
支払利息	17, 805
一般管理費	1, 944
人件費	17, 009
業務外支出	100
計	147, 078

[注記]

- 1 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。
- 2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定) (単位:百万円)

区分	金額
収 入	
国庫補助金等	9, 976
長期借入金	6, 000
業務収入	78, 060
業務外収入	227
計	94, 263
支 出	
業務経費	8, 969
特定地域等整備事業関係経費	7, 868
林道事業関係経費	1, 102
借入金等償還	71, 210
支払利息	9, 953
一般管理費	875

人件費	2, 289
業務外支出	3, 635
計	96, 931

[注記]

- 1 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。
- 2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4 収支計画

(1) 研究開発

平成23年度～平成27年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	56, 917
経常費用	56, 917
人件費	37, 051
業務経費	7, 060
一般管理費	4, 052
受託経費	7, 535
減価償却費	1, 219
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	56, 917
運営費交付金収益	47, 764
受託収入	7, 535
諸収入	400
資産見返運営費交付金戻入	1, 219
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0

総利益	0
-----	---

[注記]

- 1 当勘定における退職手当については、その金額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

平成23年度～平成27年度収支計画

(水源林勘定) (単位：百万円)

区分	金額
費用の部	16,693
経常費用	16,693
分収造林原価	506
販売・解約事務費	405
一般管理費	1,133
人件費	2,554
財務費用	12,095
収益の部	16,701
経常収益	16,701
分収造林収入	268
販売・解約事務費収入	405
資産見返補助金等戻入	13
国庫補助金等収益	15,093
財務収益	53
雑益	870
純利益	8
目的積立金取崩額	629
総利益	637

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	232,684
経常費用	230,642
譲渡原価	219,070
一般管理費	595
人件費	1,077
財務費用	9,748
雑損	152
臨時損失	2,041
収益の部	232,806
経常収益	232,806
割賦譲渡収入	56,848
資産見返補助金等戻入	162,222
国庫補助金等収益	2,320
割賦利息収入	10,203
財務収益	18
雑益	1,194
臨時利益	0
純利益	122
目的積立金取崩額	835
総利益	957

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5 資金計画

(1) 研究開発

平成23年度～平成27年度資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区分	金額

資金支出	59, 570
業務活動による支出	54, 117
投資活動による支出	5, 453
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	59, 570
業務活動による収入	56, 809
運営費交付金による収入	48, 875
受託収入	7, 535
その他の収入	400
投資活動による収入	2, 761
施設整備費補助金による収入	2, 761
その他の収入	0
財務活動による収入	0
その他の収入	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

平成23年度～平成27年度資金計画

(水源林勘定) (単位：百万円)

区分	金額
資金支出	167, 250
業務活動による支出	72, 775
投資活動による支出	16, 000
財務活動による支出	74, 140
次期中期目標期間への繰越金	4, 335
資金収入	167, 250
業務活動による収入	60, 520

補助金収入	58,850
政府補給金収入	47
収穫等収入	672
その他の収入	950
投資活動による収入	16,000
財務活動による収入	86,690
前期中期目標期間からの繰越金	4,041

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位: 百万円)

区分	金額
資金支出	139,895
業務活動による支出	26,816
投資活動による支出	29,000
財務活動による支出	78,710
次期中期目標期間への繰越金	5,369
資金収入	139,895
業務活動による収入	88,224
補助金収入	8,459
政府交付金収入	1,517
負担金・賦課金収入	67,966
その他の収入	10,283
投資活動による収入	31,638
財務活動による収入	13,500
前期中期目標期間からの繰越金	6,532

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 短期借入金の限度額

(1) 研究開発	13億円
(想定される理由)	運営費交付金の受入の遅延等に対応するため
(2) 水源林造成事業等	56億円
(想定される理由)	一時的な資金不足

第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

1 不要財産の処分に関する計画

水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、当該施設の廃止後速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。

成宗分室（杉並区）

職員共同住宅（盛岡市）

青山分室（盛岡市）

書類倉庫（盛岡市）

2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

（計画対象面積の上限） 90,000 ha

第6 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成に係る経費に充てる。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務の適切及び効率的な実施を確保するため、以下のとおり、重点的な研究開発の推進、省エネルギー対策等に必要な整備を計画的に行う。

このほかに、研究開発業務に必要不可欠である根幹的な施設の老朽化に伴う対策について、積極的な整備・改修に努める。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
研究開発用施設の整備・改修等	1, 161±
特別高压受変電設備改修	1, 600

[注記] 「±」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 研究開発

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。

管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

(参考1)

期首の常勤職員数 787人

イ 水源林造成事業等

事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。

(参考2)

期首の常勤職員数 437人

(2) 人材の確保

研究職員の採用については任期付採用制度の活用並びに若手研究者及び女性研究者の積極的な採用に留意しつつ、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保する。

3 環境対策・安全管理の推進

事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置している関係委員会による点検、管理、施設整備等に取り組むとともに、教育・訓練を実施する。

環境負荷の低減の観点から、施設の整備及び維持管理に取り組むとともに、資源・エ

エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化、循環資源のリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理強化等を推進し、これらの実施状況について環境報告書として公表する。

4 情報の公開と保護

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報公開業務の充実を図り、適正かつ迅速な対応に努める。

個人の権利及び利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。

また、情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、実施基準、ガイドライン等を整備するとともに、役職員への教育、研修を実施する。

5 積立金の処分

(1) 水源林勘定

前中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てるものとする。

(2) 特定地域整備等勘定

前中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てるものとする。

独立行政法人森林総合研究所 平成 23 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付けをもって認可された独立行政法人森林総合研究所中期計画を達成するため、同法第 31 条の定めるところにより、次のとおり平成 23 年度の業務運営に関する計画を定める。

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発の推進

「森林・林業再生プラン」や「公共建築物等木材利用促進法」など森林・林業政策上の優先事項を踏まえ、以下の A から I までに掲げる 9 課題を重点的に進める。また、研究開発を支える基盤的な知識を集積するとともに、林木育種を積極的に推進するなどの観点から林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布を行う。

(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発

再造林の低コスト化のため、地拵えからコンテナ苗植栽までの一貫作業システムの作業能率を明らかにするとともに、コンテナ苗植栽の活着・成長の実態を明らかにする。また、間伐が遅れた林分の施業体系化に向けて、さまざまな林分の樹冠構造の解析に基づいた個体レベルの樹冠モデルを開発する。

広葉樹林への誘導技術を高度化するため、林冠の制御等による天然更新促進技術や、菌根菌感染苗等を利用した更新技術を開発する。また、人工林の蓄積推定で広く行われている標準地調査法において、標準地の面積や形状の違いによる推定精度を評価する。

B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発

緩傾斜地における車両系の伐出コストを明らかにするため、東北地方を対象に森林の状態、作業道の密度、伐出システム等から素材の生産性及びコストを把握する手法を開発する。さらに、地域の立地条件等に配慮した生産システムを開発するため、北海道と四国を対象に調査を行う。

収穫予測システムの基礎となる森林簿の既存データを補完するため、樹冠情報から林分の本数密度等を推定するとともに、スギ人工林の地位指数・樹高成長モデルを開発する。また、林業経営モデルの現地適用可能性を評価するため、木造住宅着工戸数に対応した木材供給量パターンと間伐材出材率の変化を組み合わせ、林業シナリオを作成する。

(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発

間伐材の地中利用の拡大を図るために、地中打設可能な丸太の接合法を開発とともに、地盤中での効果を明らかにする。人工乾燥材の品質向上のために、高温乾燥における乾燥割れを抑制する処理条件や内部割れと強度・接合性能の関係を解明する。

内装に用いられた地域材の香りや視覚要素の心理的・生理的特性を明らかにするため、これまでの研究成果に基づいて開発された木質材料を活用して建設されたモデル木造住宅における快適性を評価する。難燃処理木材を表面に後付けすることによる集成材への耐火性能付与技術を開発する。木質パネル類の屋外暴露を全国8か所で実施したデータを解析し、木質パネル類の劣化に及ぼす因子を明らかにする。厚物合板を主たる構造要素とする壁体の耐久性を検証するため、建築物施工中の雨や完成後の事故的な漏水、浸水等の水漏れによる性能の変化について検証する。

D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発

林地残材を効率良く収集・運搬するため、素材生産と同時に発生する末木等の木質バイオマスを破碎する機能を有するチッパー機能付きプロセッサ、木質バイオマスを圧縮する機能を搭載したバイオマス対応型フォワーダを開発するとともに、素材生産と連携したバイオマス収集・運搬システムを開発する。また、木質バイオマスをエネルギーやマテリアルとして利用する技術を適切に組み合わせた木質バイオマス有効活用モデルの策定・評価を進める。

木質ペレットの高機能化を図るために、ペレット成型と熱処理を組み合わせて製造したハイパー木質ペレットの大量製造を行い、試作したペレットを市販の燃焼機器に適用する条件を明らかにする。また、林地残材の輸送コストの低減、前処理、糖化・発酵工程の最適化、及び副産リグニンからの両親媒性リグニンの製造法の改良によるコスト低減により、木質バイオエタノール生産コスト100円/Lを目指す。

(3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究

E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

炭素動態観測手法の精緻化のため、長期生態系モニタリングサイトとの連携による東アジア地域フラックス観測態勢を確立し、観測技術や観測データの品質管理を含めた技術的方法論をマニュアル化する。温暖化適応及び緩和技術の開発のため、森林・林業・木材産業を対象とした統合モデルを用い、施策に応じた全国の人工林を対象とした炭素蓄積量の変動予測を行う。

森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発のため、東南アジア地域のフタバガキ科樹種のDNAレベルの識別を行い、種識別データベースを作成する。広域

分布種について、特定地域識別のためのDNAマーカーを開発する。東南アジア湿地林について、住民による資源の持続的利用・管理の実態と政策等を分析し、持続的森林管理・保全政策に必要な条件を明らかにする。

F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

気候変動が水資源に与える影響評価のため、我が国の森林域における水資源賦存量の現況把握を行う。水質の保全については、窒素飽和流域からの窒素流出抑制に向けた森林管理指針策定のため、試験流域からの窒素流出機構を解明する。また、メコン中・下流域の森林生態系基盤情報の整備に向けて、生態系観測データセットを作成する。

根系の斜面補強機能の定量的評価のため、ヒノキ根系の分布特性を明らかにするとともに、根の太さとせん断強度との関係を明らかにする。崩壊、地すべりの発生予測精度向上のため、時系列の地表面データの比較解析に基づいて、前兆的な変形現象がみられる斜面の抽出手法を開発する。クロマツ海岸林の再生及び広葉樹林化に資するため、侵入広葉樹の生育実態を明らかにする。

G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発

シカの個体数管理に重要な捕獲後の有効活用体制の構築に資するため、捕獲から解体に至るまでの衛生的な処理技術を開発し、技術指針を示す。また、希少種の脅威となっている外来動物マンガース根絶に向けて低密度下における残存個体群の探索・制御技術を開発する。

皆伐と生物多様性の関係について、既存データを基に評価を行う。また、小笠原の森林生態系の回復のために、乾性林（乾性立地に成立する森林）に侵入したモクマオウの排除後の影響を評価し、在来生物相の適切な回復・管理方法の開発を行う。さらに、熱帯地域の腐朽病害予防及び熱帯産きのこ類の有効利用技術開発のために、多様性ホットスポットである半島マレーシア産きのこ類のDNAバーコードによる分類システムを開発する。

(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

H 高速育種等による林木の新品種の開発

検定の進捗状況等を踏まえ、概ね40品種を目標として材質の優れたスギ品種等の新品種を開発するとともに、エリートツリーの開発を推進するため、検定林データの収集、候補木の選抜、人工交配等を進める。

林木育種の高速化を図るため、早期選抜に用いるDNAマーカー開発に必要なスギのDNA情報及び表現型データの取得を進めるとともに、検定林におけるトレーサビリティを可能にするシステムの構築を進める。また、林木育種の高速化に関する先進国等の事例を含めた育種技術情報の収集とその体系化及び活用を進める。マツノザイセンチュウ抵抗性品種の適切な活用に向けて、当該抵抗性品種の後代林分

の抵抗性を評価するため、構成木のDNA分析による父親鑑定等を行う。

温暖化適応策に資するスギ品種の開発に向け、全国規模の試験地を造成するため、試験計画の策定及び苗木の育成等の準備を行う。加えて、耐風性に優れたテリハボクの品種開発に向け、台湾との国際共同研究において試料の収集、環境的適応性についての検定を行う。

I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

マツノザイセンチュウ被害により消失の危機にあるアカマツ遺伝資源を効果的に保存するため、全国の天然集団から採取した試料を用いてDNA分析等を行い、地理的な遺伝変異を解明する。

森林遺伝資源としての樹木に関する種識別の基盤となる保全・評価技術を開発するため、日本産樹木種の試料を収集し、DNAバーコード領域の塩基配列情報を集積する。

環境ストレス耐性等を備えたスーパー樹木の開発に役立つスギ等樹木のゲノム情報の充実を図り、スギ雄性不稔遺伝子に連鎖するDNAマーカーの開発を行う。ユカリが保有する新たなアルミニウム無害化物質の構造を解明する。マツタケのゲノム解読と宿主感染に関わる発現遺伝子の情報収集を行うとともに、きのこ栽培に有用なLED照明法を開発する。

バイオテクノロジーの育種への利用技術を開発するため、雄性不稔候補遺伝子を導入した組換えスギの作出を進めるとともに、組織培養による機能性樹木(特殊な機能を有する樹木)の再生条件を解明する。

(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進

各地の収穫試験地や固定試験地における森林の成長や動態のモニタリング、森林理水試験施設等における水文や積雪等のモニタリングを継続する。また、森林に生息する各種菌類の探索・収集等を行い、得られた情報を公表する。各種標本の適切な保管を行うとともに、新たに得られた木材標本を木材データベースに加え公開する。

(6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布

ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布

貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、スギ等の育種素材として利用価値の高いもの、ケショウヤナギ等の絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね1,200点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、その特性の評価を行うとともに、配布に活用する。

イ きのこ類等の遺伝資源の収集、保存及び配布

きのこ類等の遺伝資源について、概ね100点を探索・収集し、増殖・保存及び

その特性の評価を行う。

ウ 種苗等の生産及び配布

新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。

2 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

a 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

b 期中評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。

c 搬出間伐と木材利用の推進

① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。

また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。

② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。

なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。

d 森林整備技術の高度化

① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回

以上開催する。

- ② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。
- ③ 森林農地整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。

ウ 事業内容等の広報推進

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。

また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成22年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。

さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

エ 事業実施コストの構造改善

水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成23年度においては平成19年度と比較して12%程度の総合的なコスト構造改善を推進する。

また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能發揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

ア 計画的で的確な事業の実施

a 事業の計画的な実施

- ① 特定中山間保全整備事業については、平成25年度中の事業完了に向け、2区域の進捗を図る。
- ② 農用地総合整備事業については、平成24年度中の事業完了に向け、1区域の進捗を図る。
- ③ 事業を計画的に実施する観点から、区域ごとに、関係地方公共団体等に対し、事業実施状況の説明等を1回以上実施する。

b 期中評価の反映

期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、評価結果を反映した事業の推進に努める。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

全区域の完了に向けた事業規模の縮小に対応しつつ、残事業において以下の取組を実施する。

a 環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

- ① 必要に応じ有識者等の助言を受ける機会を設け、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施する。
- ② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、木材利用に努める。
- ③ 資源の有効利用の観点から、建設副産物等の再生材の利用を行うなどの取組を実施する。

b 新技術・新工法の採用

- ① 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法の導入に努める。
- ② 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事の推進に努める。

ウ 事業実施コストの構造改善

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコストの縮減に取り組み、平成23年度においては平成19年度と比較して12%程度の総合的なコスト構造改善を推進する。

(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

ア 債権債務管理業務等の実施

平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。

イ 保全管理業務の実施

機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。

3 行政機関、他の研究機関等との連携及び产学研官連携・協力の強化

国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、产学研官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。

産学官連携に係るウェブサイトの掲載内容の拡充を図る。

自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。

国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。

受託研究、委託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。

森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。

林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。

4 成果の公表及び普及の促進

(1) 成果の公表及び広報

研究開発の成果等を研究報告、広報誌等の印刷物、研究所（独立行政法人森林総合研究所をいう。以下同じ。）のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、国際森林年のテーマに合わせた公開講演会をはじめ、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。

国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。

研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。

(2) 成果の利活用の促進

普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。

自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。

知的所有権については、目的に応じた取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。

5 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。

(2) 講習及び指導

研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受け入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。

海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。

新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計20回を目標に開催する。

(3) 国際機関、学会等への協力

我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。

政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

1 効率化目標の設定等

(1) 効率化目標

ア 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成22年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額の削減を行う。

イ 水源林造成事業等

業務運営の効率化を図り、平成22年度経費と比較して、一般管理費については3%、人件費については11%、事業費については15%削減する。

(2) 給与水準

給与水準については、国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 総人件費

総人件費については、平成17年度と比較して、研究所の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基

づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の5%以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、総人件費改革の対象外とする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。

- ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

2 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 組織等

試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行うよう、データベースの整備を図る。

事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を可能な限り早期に実施する。

また、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減及び支所等の施設との共用化を検討する。

(2) 保有資産

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、引き続き、その保有の必要性について不斷に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。

連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置の検討を進める。

共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。

施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1)の水源林整備事務所に係る検討

を行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。

保有する職員宿舎のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、平成23年度中に国への返納措置を行う。

書類倉庫として活用しているいづみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。

(3) 職員の資質向上

研究職員については、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。

法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、業務に応じて必要な資格やそのための研修等特別教育の情報を周知するなどの取組を通じ、必要な資格取得等に努める。

職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、役職員への周知・徹底を図る。

男女共同参画の推進および女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画事業の推進に努める。

3 契約の点検・見直し

他の独立行政法人の事例等も参考に、随意契約の見直しを更に行うと共に、一者応札・応募となっている入札についても引き続き原因の分析を行い縮減の対応を図る。

「随意契約の見直し計画」の実施状況を公表するとともに、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行い、契約の実施状況についても引き続き公表を行う。

入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。

監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

4 内部統制の充実・強化

リスク管理活動などの取組において、P D C Aサイクルを有効に機能させるなど、全般的な内部統制の充実・強化を図る。

5 効率的・効果的な評価の実施及び活用

外部専門家・有識者による研究評議会を開催して、外部からの意見を聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。

研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評

価を行う。

研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行うとともに、評価結果を資源の配分、待遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発

(1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。

(2) 自己収入の拡大に向けた取組

研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。特に、種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。

特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、権利維持見直しを行い保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動の活性化に努める。

2 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分取造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を見直す。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め確実な経費の削減を図るなど、適切な運営を行う。

3 予算

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	9,765
施設整備費補助金	232
受託収入	1,507
諸収入	80
計	11,584
支出	
人件費	7,315
業務経費	1,608
一般管理費	922
施設整備費	232
受託経費	1,507
計	11,584

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

(水源林勘定)	(単位：百万円)
区分	金額
収入	
国庫補助金	11,764
政府補給金	28
政府出資金	10,780
長期借入金	6,700
業務収入	272
業務外収入	175
計	29,719
支出	
業務経費	8,023
造林事業関係経費	7,974
特定地域等整備事業関係経費	49
借入金等償還	13,638
支払利息	4,245

一般管理費	402
人件費	3,260
業務外支出	20
計	29,588

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金	4,345
政府交付金	378
長期借入金	300
業務収入	18,579
業務外収入	155
計	23,757
支出	
業務経費	
特定地域等整備事業関係経費	4,167
林道事業関係経費	512
借入金等償還	13,578
支払利息	2,774
一般管理費	303
人件費	925
業務外支出	1,481
計	23,739

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

4 収支計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,365
経常費用	11,365
人件費	7,315
業務経費	1,438
一般管理費	862
受託経費	1,507
減価償却費	244
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	11,365
運営費交付金収益	9,534
受託収入	1,507
諸収入	80
資産見返運営費交付金戻入	244
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,812

経常費用	3, 812
分取造林原価	65
販売・解約事務費	183
一般管理費	235
人件費	490
財務費用	2, 839
雑損	0
収益の部	3, 995
経常収益	3, 995
分取造林収入	73
販売・解約事務費収入	183
資産見返補助金等戻入	3
国庫補助金等収益	3, 532
財務収益	29
雑益	174
純利益	183
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	183

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位: 百万円)

区分	金額
費用の部	135, 366
経常費用	135, 358
譲渡原価	132, 211
一般管理費	128
人件費	251
財務費用	2, 698
雑損	71
臨時損失	8
収益の部	135, 434

経常収益	1 3 5, 4 3 4
割賦譲渡収入	3 2, 4 5 2
資産見返補助金等戻入	9 9, 7 5 9
国庫補助金等収益	3 7 7
割賦利息収入	2, 8 0 0
財務収益	1 3
雑益	3 3
臨時利益	0
純利益	6 8
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1 9 8
総利益	2 6 6

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5 資金計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)	(単位：百万円)
区分	金額
資金支出	1 1, 5 8 4
業務活動による支出	1 0, 8 0 5
投資活動による支出	7 7 9
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	1 1, 5 8 4
業務活動による収入	1 1, 3 5 2
運営費交付金による収入	9, 7 6 5
受託収入	1, 5 0 7
その他の収入	8 0
投資活動による収入	2 3 2
施設整備費補助金による収入	2 3 2
その他の収入	0
財務活動による収入	0

前年度からの繰越

0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	36,959
業務活動による支出	15,953
投資活動による支出	3,200
財務活動による支出	13,638
次年度への繰越	4,169
資金収入	36,959
業務活動による収入	12,239
補助金収入	11,764
政府補給金収入	28
収穫等収入	257
その他の収入	190
投資活動による収入	3,200
財務活動による収入	17,480
前期中期目標期間からの繰越金	4,041

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	46,289
業務活動による支出	10,372
投資活動による支出	14,000
財務活動による支出	15,078
次年度への繰越	6,839

資金収入	46,289
業務活動による収入	23,432
補助金収入	4,345
政府交付金収入	378
負担金・賦課金収入	15,864
その他の収入	2,846
投資活動による収入	14,524
財務活動による収入	1,800
前期中期目標期間からの繰越金	6,532

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 短期借入金の限度額

(1) 研究開発

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

(2) 水源林造成事業等

36億円

(想定される理由)

- ・借入金の償還（元金均等半年賦）とその財源となる負担金等の徴収（元利均等年賦）の制度差に起因する一時的な資金不足
- ・その他一時的な資金不足

第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

1 不要財産の処分に関する計画

水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、平成23年度中に行う当該施設の廃止後、速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。

成宗分室（杉並区）

職員共同住宅（盛岡市）

青山分室（盛岡市）

書類倉庫（盛岡市）

2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 18, 000 ha

第6 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成に係る経費に充てる。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
研究本館北棟設備改修（本所）	
研究本館他空調設備改修（関西支所）	
F2世代開発推進交雑温室改修（林木育種センター）	232

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 研究開発

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行うこととし、特に産学官連携推進に配慮する。

管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

イ 水源林造成事業等

事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。

(2) 人材の確保

研究職員の採用については、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材

を確保するよう努める。

3 環境対策・安全管理の推進

「放射線障害予防規程」、「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用的の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。

省エネルギー・省資源・廃棄物削減に係る年度目標（数値目標）を設定し、P D C A サイクルを活かした、評価、改善策の検討等を行うことにより、更なる環境負荷の低減に努める。

環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。

老朽設備を省エネ型の機器に改修し、効果的な運転を行うとともに省エネを図る。

薬品等の適正使用・適正管理を推進するため、薬品等の化学物質の取り扱いについて、研修や講習を通じて、事故・災害・環境汚染の未然防止に努める。また、不用薬品、不用物品等を計画的に適正処分する。

森林農地整備センターにおける安全衛生に係る取組を実施する。

4 情報の公開と保護

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、文書資料の電子管理の充実を図り、情報公開業務の適正かつ迅速な対応に努める。

個人情報の保護に関して、職員へ更なる周知・啓発を図り、情報管理を行い、情報の公表と保護について、適切な処理に努める。

また、情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、実施基準等を整備するとともに、役職員向けの分かり易いハンドブックの作成、定期的な教育、研修を実施する。

5 積立金の処分

(1) 水源林勘定

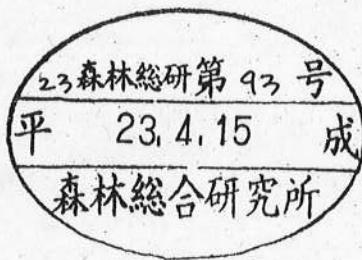
前中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てるものとする。

(2) 特定地域整備等勘定

前中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てるものとする。

6 翌年度以降にわたる債務負担に関する事項

特定地域整備等勘定 1,945百万円 3年



理 事 会 資 料
平成23年4月22日

平成23年4月15日

独立行政法人 森林総合研究所

理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所

監 事 西田 篤實

監 事 滑志田 隆



監査計画書について

監事監査規程第4条の規定に基づき、平成23年度の監査計画書を別添のとおり作成したので提出する。



平成 23 年度 監事監査計画書

1 監査の対象	1-1 中期目標の「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」に係る重点研究課題「A. 地域に対応した多様な森林管理技術の開発」「B. 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発」の研究課題群、研究項目（プロジェクト課題）、実行課題の各責任者及び研究担当者
	1-2 森林総合研究所の行う契約事務および広報と情報セキュリティに係わる業務の責任者
	1-3 森林総合研究所の施設の安全管理および労働安全・衛生に係わる業務の責任者
2 監査の区分	業務監査
3 監査の事項	3-1-1 各重点課題における研究、目的、達成成果とアウトカム 3-1-2 実行課題、研究項目（プロジェクト課題）研究課題群における連携、調整 3-1-3 研究資源の投入状況 3-1-4 上位段階課題へのアウトカムの収斂 3-1-5 各課題責任者の研究管理 3-2-1 森林総合研究所における物品・役務の入札・契約の適正な実施のための体制の整備状況 3-2-2 物品・役務の入札・契約の実施状況 3-2-3 森林総合研究所における研究の取り組みと成果の広報の実施状況 3-2-4 森林総合研究所における情報セキュリティに關し、情報の安全性・信頼性の確保、機密性の保持、外部侵入に対する防御の状況

	3-3-1 森林総合研究所における施設の安全管理状況 3-3-2 森林総合研究所における労働安全・衛生管理の実施状況 3-3-3 有害物質、可燃性物質、放射性物質、高圧ガス等の危険物の管理状況
4 監査対象期間	平成 22 年度及び 23 年度
5 監査日程	平成 23 年 7 月～24 年 2 月
6 監査の方法	書面監査及び実地監査
7 その他	

平成 23 年度 監事監査計画書

1. 監査の対象部門	水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業に関する関係部署
2. 監査の区分	業務監査及び会計監査
3. 監査の事項	3-01 関係法令及び規程等の実施状況に関すること 3-02 中期計画及び年度計画の取組み状況に関すること 3-03 組織及び人事管理等の状況に関すること 3-04 予算及び事業計画等の執行状況に関すること 3-05 固定資産、流動資産及びその他の資産等の管理に関すること 3-06 財務諸表、決算報告書等に関すること 3-07 契約の締結及び執行に関すること 3-08 コンプライアンスの取組み状況に関すること 3-09 内部統制の状況及び情報管理に関すること 3-10 労働安全・衛生に関すること 3-11 業務の広報に関すること
4. 監査対象期間	平成 22 年度及び 23 年度の一部
5. 監査日程	平成 23 年 6 月～24 年 2 月
6. 監査の方法	書面監査及び実地監査
7. 監査の場所	別紙のとおり
8. その他	監査項目及び関係資料に関しては、センター本部においては監査実施日のおおむね 2 週間前に、整備局等においては、おおむね 1 ヶ月前に監査対象事務所に通知するものとする

別紙

監査の区分等	監査対象事務所	実施時期
会計監査（決算監査）	全 部 門	6月上旬
業務監査（本部）	センター本部の各部門	12月上旬
業務監査（整備局等）	美濃東部建設事業所	10月下旬
	邑智西部建設事業所	10月中旬
	近畿北陸整備局 京都水源林整備事務所	7月上旬
	中国四国整備局 徳島水源林整備事務所	9月上旬
	九州整備局 佐賀水源林整備事務所	11月上旬

理 事 会 資 料
平成 23 年 4 月 22 日

取扱注意

理 事 会 資 料
平成 23 年 4 月 22 日
監 査 室

次期会計監査人の選出について

当所は、独立行政法人通則法に基づき、資本金、運営費交付金の額等により会計監査人の監査が必要とされており、理事長は、監事の同意を得た上で、会計監査人の候補者の名簿を農林水産大臣に提出し、その選任を求めるものとされています。

官房経理課・文書課が定めた「会計監査人の候補者の選定手続き及び候補者選定基準の作成に係るガイドライン」に沿い、別紙提案書の募集公告(案)のとおり森林農地整備センターコンプライアンス室と調整の上、作成しましたので、ご承認をお願いします。

なお、本案ご承認の上は、下記スケジュールのとおり事務処理を行いますことを申し添えます。

記

1. 審査委員会設置及び会計監査人候補者の公募(監査法人等の提案書公募) (4月下旬)
2. 監査法人等からの提案書到着 (5月下旬 ※公募後、1ヵ月程度の期間必要)
3. 審査委員会開催 (6月初旬～中旬)
本所において開催(事務局:監査室)
選定基準に基づき、監査法人等候補者の選出
4. 役員への説明、理事長へ報告、了承 (6月中旬)
5. 監査法人等の候補者選定 (6月の理事会)
6. 主務大臣への選任請求 (6月末)
監事の同意を得た後、選定理由を添えて候補者を大臣へ選任請求
7. 大臣選任 (7月)
- (8. 監査法人等が交代するときは、守秘義務に関する確認書の締結 (8月))
9. 契約(契約期間:契約日(9月)～23年度財務諸表が大臣に承認されるまでの間)

平成23年度会計監査人候補者の選定について（募集公告）

平成23年4月22日
独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人森林総合研究所は、独立行政法人通則法第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人の選任は農林水産大臣が行いますが、選任に当たっては、当研究所が会計監査人の候補者名簿を農林水産大臣に提出し、その選定を求めることが必要とされています。

このため、平成23年度における当研究所の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士（農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会委員及び当該委員の属する監査法人を除く）の方からの提案書を募集いたします。

つきましては、別添の「提案書の記載事項」をご参照の上、下記により提案書をご提出下さい。

記

1. 提案書の提出期限

平成23年5月23日(月)まで必着（持参可）

2. 提出先

〒305-8687 茨城県つくば市松の里1
独立行政法人 森林総合研究所 監査室

3. 提出書類

- | | |
|----------------|------|
| ①提案書 | 8部 |
| ②貴法人等の概要パンフレット | 8部 |
| ③監査費用見積書 | 正本1部 |

4. その他

- (1)提案書の作成に当たっては、当研究所ホームページの法定公開情報を参考にして下さい。ご不明な点につきましては、5.問い合わせ先までご連絡下さい。
- (2)応募者からの質疑とその回答のうち重要なものについては、公正を期するために下記5.の箇所で閲覧に付します。（閲覧期間：回答日から提案書の提出期限まで）
- (3)会計監査人候補者の選定は、提出された提案書等を評価、審議し、総合評価により決定します。
- (4)会計監査人の任期は、独立行政法人通則法第42条により、その選任の日以降最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の承認の時までとなります。
- (5)提案書の内容について質疑がある場合は、当研究所監査室より問い合わせがあるので、回答頂けますよう対応方お願い致します。

(6) 提出される提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、公開する法人文書の対象となります。したがって、提案書の記載事項の中で、貴法人等が守秘することを要望される事項については、予め指定して下さい。

5. 問い合わせ先

独立行政法人 森林総合研究所 監査室

担当：岩間、高橋 電話：029-829-8203、8204 FAX：029-873-7823

※ご提出いただいた提案書につきましては、会計監査人候補者名簿の作成以外に使用することはありません。なお、提案書は返還いたしませんのであらかじめご了承願います。

(別添)

提 案 書 の 記 載 事 項

1. 監査法人等の概要

- ①名称、代表者氏名、設立年月日、主たる事務所所在地、出資金
- ②業務収入（直近の事業年度）
- ③当期利益（直近の事業年度）
- ④人員構成（社員数、公認会計士数、会計士補数、公会計部門対応者人員）
- ⑤国内拠点数（所在地）
- ⑥監査関与会社数
- ⑦経営状況の説明、健全業務、財務運営の取り組み
- ⑧組織体制（公会計に対する組織体制を含む）

2. 独立行政法人等に関与した業務実績（直近5年間分）

- ①独立行政法人の監査実績
 - ア) 法人名
 - イ) 業務実施年度
 - ウ) 具体的な提供サービスの内容（法定監査、任意監査等）
- ②国立大学法人の監査実績
 - ア) 法人名
 - イ) 業務実施年度
 - ウ) 具体的な提供サービスの内容（法定監査、任意監査等）
- ③公会計等の非監査業務の実績
 - ・法人名、業務実施年度、提供サービスの内容

3. 監査業務実施体制等の提案内容

- ①監査の取り組み方針
 - ・着眼点、重要項目等
- ②監査の実施体制について
 - ・実際に監査を行うチームの構成表と、各要員の職務内容、職責、分担、監査チームをサポートする支援体制等
- ③監査手法
 - ・監査の基本方針、監査の種類等
- ④監査計画
 - ・年間の監査スケジュール、往査予定部署の監査実施日程等（工程ごとの人員数（役職・資格別）、往査予定部署と時期を含む）
 - ・上記監査担当者の独立行政法人監査実務経験の有無
 - ・当研究所が監査にあたって準備協力する事項
- ※往査は、貴法人の監査品質が保証される範囲で、任意で計画して下さい。
- ⑤監査のサポート体制

- ・システム監査、業務調査、監査支援業務等の取り組み
 - ・助言・指導体制の状況、具体的方法等
- ⑥連携体制
- ・監事及び内部監査等との連携体制のあり方等
- ⑦監査品質の管理体制
- ・品質管理体制の整備・実施状況について
 - ・日本公認会計士協会の実施したレビュー の結果、監査上の問題等の指摘の有無（有の場合は指摘内容）（直近5年間）
 - ・公認会計士法に基づく処分がある場合にはその内容（直近5年間）
 - ・公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者に該当しないことの証明
- ⑧監査費用
- ・実施予定月、監査内容、日数等
 - ・監査費用内訳を明記（要員クラス別に人員数・単価を明示した内訳書。旅費等の監査に付随する費用の考え方。監査契約に含まれるその他のサービスについて）

4. 監査法人等の担当者氏名・所属・連絡先

- ・氏名、所属先住所、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス、独立行政法人等の監査業務の実績及び専門性

5. その他参考となる事項

- ・その他特筆すべき事項等を自由に記載

(参考)

平成15年8月20日
大臣官房 経理課
文書課

新設独立行政法人の会計監査人候補者選定等に係るガイドライン

独立行政法人は、原則として、会計監査人の監査が必要とされており、独立行政法人の長は、監事の同意を得た上で、会計監査人の候補者の名簿を主務大臣に提出し、その選任を求めるものとされている（中央省庁等改革の推進に関する方針Ⅲ18.（2））が、候補者名簿の作成に当たっては、その透明性・公平性の確保が必要と考えられる。

このため、ガイドラインを各法人に参考として提示することとする。

1. 会計監査人の候補者の選定手続き

候補者の選定に向けて以下の作業を行い、その後、独立行政法人の長が、当該作業の結果を踏まえ、監事の同意を得て、会計監査人の候補者を決定する。

- ① 会計監査人の候補者選定基準の作成
 - ② 会計監査人候補になるための企画書の募集
 - ③ 選定基準に則し企画内容を点数化するなどして、候補者を選定
- * 候補者名簿の作成については、独立行政法人成立までの間に、独立行政法人の長となるべき者と監事となるべき者との間において、実質的な準備作業を行うことは可能（中央省庁等改革推進本部事務局独立行政法人班）

2. 候補者選定基準の作成

以下の項目を参考に、各法人が候補者選定基準を作成する。

（1）監査体制

独立行政法人制度の特色を理解した監査担当者の適切な配置ができるなど高品質な監査が実施できるか。

（2）独立行政法人会計基準の精通度

独立行政法人会計処理の基準として定められた「独立行政法人会計基準及び注解」などに対して十分精通しているか。

（3）監査実績

独立行政法人の会計監査人として監査実績を有しているか。

（4）業務等の理解度

当該独立行政法人の業務及び財務の状況等について理解しているか。

（5）監査内容及び費用

企画書の監査内容が当該独立行政法人の組織、予算、事業等からみて適當なものとなっているか、また、その費用は低廉なものとなっているか。

（6）その他必要な事項

3. 会計監査人の選任請求に係る様式

主務大臣に対し会計監査人の選任請求を行う際の様式の例は以下のとおり。

番 号
年月日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

独立行政法人○○
理事長 ○○ ○○

会計監査人の選任の請求について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第39条の規定により、会計監査人の監査を受ける必要があるので、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）Ⅲの18の（2）に即し、監事○○の同意書を添えて、下記の候補者を会計監査人として選任するよう求めます。

なお、下記候補者からは、会計監査人就任の内諾を得ております。

記

1. 候補者名

2. 候補者とした理由

（監査体制、独立行政法人会計基準の精通度、監査実績、業務等の理解度、監査内容、監査費用を踏まえた優位性等）

3. 会計監査人の監査を要する根拠

- ① 資本金の額（又は見込額）及び負債の額（又は見込額）
- ② 長期借入金又は債券発行をすることができる個別法の根拠規定

4. 監事の同意書

別添のとおり

5. 参考資料

- （1）候補者の概要
- （2）応募者の監査計画概要及び監査費用見積額
- （3）当該独立行政法人の概要

（留意事項）

- ① 候補者選定理由については、選定基準に基づき説明すること。
- ② 法人発足後、可能な限り速やかに選任請求を行うこと。

* 会計監査人は、期末監査を行うことだけではなく、事業年度中においても期中監査を行うことが必要であると解されている。

(監事の同意書の作成例)

会計監査人の選任の請求の候補者について

独立行政法人○○○○
理事長 ○○ ○○ 殿

独立行政法人○○○○
監 事 ○○○○ 印
監 事 ○○○○ 印

○○○○は、独立行政法人○○○○の会計監査人の候補者として適任であると
判断されるので、会計監査人の選任の請求の候補者とすることに同意する。

研究運営会議事務局

「研究推進本部会議」の設置・運営について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において「各独立行政法人において講ずべき措置」とされた事項（別紙）に対応することが必要であるため、「研究推進本部会議」を設立する。

「森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。」

(1) 概要

定例の研究戦略会議のうち、5 月期及び 11 月期（研究所会議の前）の 2 回を「研究推進本部会議」とし、「森林・林業政策上の優先事項」に即した研究の推進状況及び今後の進め方に関する討議を行い、研究の企画運営の全体が適切なものとなることを期する。

(2) 具体的な運営

本部会議は通例の研究戦略会議の後に、時間を分けて行う。

本部会議では、節目毎・主要課題毎に「森林・林業再生プラン」の行程表等から求められる成果と時期から逆算的に、関連する研究の推進状況をチェックするとともに、今後の進め方について検討する。

(別紙) 「研究推進本部会議」のスケジュール等について (案)

「研究推進本部会議」は5月および11月の研究所会議の前の週に開催予定
5月の会議はGW開けを想定。

その議題の作成のため、事前打ち合わせ会議を開催

- ・ 4月21日（木）午後
- ・ 出席：研究戦略会議メンバー
- ・ 森林・林業再生プランの重要課題に関する各重点課題の役割分担の明確化と工程表（案）
- ・ 各CODが原案を作成し、担当CODが取りまとめる（別紙2参照）。

プランの重要課題（案）<取り纏めCOD：関係COD>

- 1) 皆伐や更新と公益的機能の関係等に関する科学的分析<落合：牧野・石塚>
- 2) 適切な森林施業（森林計画、搬出間伐、公益的機能を、里山）<石塚：駒木・牧野・落合>
- 3) 造林の低コスト化（大苗、コンテナ苗、機械、育種）<石塚：駒木・育種>
- 4) 低コスト作業システム（集約化、路網基準・整備、機械化）<駒木：石塚>
- 5) 国産材利用拡大（流通、新製品・部材、公共建築物）<林：駒木・育種>
- 6) 木質バイオマス等、利用拡大（バイオマス、チップ、全量買取）<大原：駒木・石塚>
- 7) 林業事業体（森林組合、民間事業体（=素材生産業者）、森林経営委託、林業経営収支予測）<駒木：石塚>

4月22日とりまとめ版

東日本大震災に関し、実施した被災者支援、震災復興、寄附の活動（概要）

① 森林の被災状況調査、復興に向けた現地調査等への参画

- 林野庁、東北森林管理局等からの要請を受けて、海岸防災林や地すべり箇所等について、被災状況調査等の現地調査に延べ41人（4月20日現在）の専門家を派遣した。

今後も要請等に応じて積極的に対応する考え。

② 義援金の拠出

- 職員の発意により、全所的に職場内の募金を実施し、4月6日（水）に日本赤十字社つくば市地区へ義援金3,796千円を寄附した。
- これとは別に、多摩森林科学園が一般来園者も対象に、義援金を募る募金箱を設置したほか、職員の親睦会から「岩手県災害義援金募集委員会」に任意で拠出したなどの事例がある。

③ 被災者支援活動への参加

- 薪ボイラー等の運営を支援する活動を展開した（東北支所、つくば本所、盛岡水源林整備事務所）。
- 東北森林管理局と連携して、避難所におけるプライバシー保護のための木製パーティションを製作・提供した（秋田水源林整備事務所）。
- ボランティア休暇制度（特別休暇）を活用し、職員が自発的に被災地でのボランティア活動に参加した。

このほか、福島市、七ヶ浜町などの災害対策本部からの要請を受けて、支援物資の仕分け、食料等の配布等の活動に職員を派遣している。

④ 緊急対応、自治体への支援

- 震災発生当日、森林農地整備センター（神奈川県川崎市）内の会議室を帰宅困難者の避難所として提供し、女性50名を受け入れた。
- 林木育種センター（茨城県日立市）は、日立市十王支所に対して避難者のためのテント等の設置スペースの提供を申し出た（避難者の受け入れには至らなかった）。

⑤ その他の活動

- 風評被害が想定される、きのこ、木材製品等について、林野庁からの要請に対応して科学的知見に基づく情報の収集整理、提供等を行った。

企画部長

平成 23 年度の研究コーディネータ等の業務分担と特命事項について

平成 23 年度の研究コーディネータ、産学官連携推進調整監及び上席研究員の業務分担と特命事項について、別紙のとおりとします。

以 上

平成23年度研究コーディネータの業務分担

平成23年4月1日現在

	氏名	担当重点課題等	特命事項
温暖化影響研究	松本光朗	E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発	人材育成・男女共同参画
木質バイオマス利用研究	大原誠資	D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発	知財戦略
生物多様性・森林被害研究	牧野俊一	G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発	広報
国土保全・水資源研究	落合博貴	F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	研究課題評価 環境報告
木質資源利用研究	林知行	C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発	地域研究(木材産業、関東・中部対応) 産学官連携推進調整総括
林業生産技術研究	駒木貴彰	B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発	地域研究(森林・林業、関東・中部対応)
生物機能研究	篠原健司	I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発	研究報告編集委員会責任者 育種調整
国際研究 (林業生産技術研究)	石塚森吉	A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発	総括 国際連携・協力

平成23年度研究コーディネータ(COD)の情報収集分担

氏名	担当行政機関
松本 光朗	経済産業省
大原 誠資	経済産業省
牧野俊一	環境省
落合博貴	国土交通省(河川局)
林 知行	国土交通省(住宅局)
駒木 貴彰	総務省
篠原 健司	文部科学省
石塚 森吉	外務省

各省のURLを検索し、関係諸情報を研究戦略会議等に報告する。

農林水産省及び内閣府(総合科学技術会議)は全員が対象。

平成23年度産学官連携推進調整監の特命事項

平成23年4月1日現在

	氏名	特命事項
産学官連携推進調整監	林知行	産学官連携推進調整総括
産学官連携推進調整監	田内裕之	産学官連携推進調整地域担当総括

平成23年度上席研究員の業務分担

平成23年4月1日現在

	氏名	補佐する重点課題等	特命事項
上席研究員	藤枝 基久	D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発 E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発 F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	広報素材
上席研究員	山田 文雄	G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発 I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発	REDD対応 「林業新技術2000」
上席研究員	三森利昭	A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発 B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発 C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発	(5)研究の基盤となる情報の収集と整備の推進

理 事 会 資 料
平成 23 年 4 月 22 日

主要行事(2011年4月1日~2011年4月21日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
4月1日(金)	一般職員・研究職員採用入所式	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事
4日(月)	庁議	理事長
6日(水)	東日本大震災義援金寄付(寄付先:日本赤十字社つくば市地	理事長
12日(火) ~14日(木)	新規採用者研修	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事
18日(月)	林試友の会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事
	森林部門技術士会通常総会	企画・総務担当理事、森林農地整備センター所長